

令和8年度

北海道支社管内 ロータリー除雪車購入

特記仕様書

令和8年6月

東日本高速道路株式会社

北海道支社

第1章 一般事項

1.1. 適用

本特記仕様書は、東日本高速道路株式会社 北海道支社（以下「発注者」という。）が発注する「令和8年度 北海道支社管内 ロータリー除雪車購入」に適用するもので、「維持補修用機械購入共通仕様書(令和5年11月)」（以下「共通仕様書」という。）及び「維持補修用機械標準仕様書」（以下「標準仕様書」という。）下表と共に構成する。

公機仕	機械名	適用
公機仕 14A1	ロータリー除雪車（A1）	平成28年8月
公機仕 14C	ロータリー除雪車（C）	平成28年8月
公機仕 30C	車載標識装置（C）	平成28年8月
公機仕 100	車両装備品	令和6年7月

また、車両の新規登録にあたっては、標準仕様書に記載の日本国適用法令の他、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）を遵守するものとする。

※ 共通仕様書は会社ホームページからダウンロード可能

※ 標準仕様書はNEXCO 総研にて販売

1.2. 購入概要

1.2.1. 購入名 令和8年度 北海道支社管内 ロータリー除雪車購入

1.2.2. 機械名 ロータリー除雪車

1.2.3. 機械構成

タイプ	台数	機 械 構 成 内 容		
		ロータリー除雪車	車載標識装置	自動化 ※1
A-1	2	C	C	-
A-2	1	A1	C	対象
合計	3			

※1 仕様については、第2章 2.4.を参照するものとする。自動化に係る費用はロータリー除雪車として契約金額に含むものとする。

1.3. 納入に関する事項

1.3.1. 納入場所及び納入台数

納入場所	タイプ	台数
室蘭IC（室蘭管理事務所） 北海道室蘭市崎守町316-3	A-1	1
江別西IC 北海道江別市元野幌860	A-2	1
音更帯広IC（帯広管理事務所） 北海道河東郡音更町字音更西2-7-3	A-1	1
	計	3

1.3.2. 自動車登録及び車両検査

共通仕様書 1-7-4「表-1 使用する名称」によらず、以下の通りとする。

表-1 使用する名称

所有者	東日本高速道路株式会社
所有者住所	東京都千代田区霞が関3丁目3-2
使用者	東日本高速道路株式会社 北海道支社
使用者の住所	北海道札幌市厚別区大谷地西5丁目12-30
使用の本拠地	1.3.1に示す納入場所と同じ

1.3.3. 監督員

本購入の監督員は北海道支社 道路事業部 施設課長とする。監督員の権限については購入契約書第3条に定める権限の他、1.3.4以降に定める事項とする。

1.3.4. 提出書類に関する事項

受注者は、必要に応じて下表に掲げる書類を提出するものとする。なお、必要な書類に関しては監督員の確認を得るものとする。

(1)購入契約書第3条6項に規定する監督員を経由する書類

No	提出書類	提出	確認	提出期間	部数	備考
1	納入工程表、製作図		○	契約締結後速やかに	1	
2	変更納入工程、製作図		○	変更の都度	1	
3	納入期間変更協議書	○		納入期間変更時	1	
4	工期延長願	○		納入期間延長時	1	
5	申請用書類	○		申請日20日前まで	1	
6	検査成績書	○		自主検査完了後速やかに	1	
7	検査立会願	○		発注者の立会い又は検査請求時	1	
8	(一部)納入の予定日について	○		納入しようとするとき	1	
9	(一部)受渡書	○		認定後速やかに	1	
10	登録事項等証明書	○		永久抹消登録完了後速やかに	※1	

※1 1-4-1の下取り機械毎に各1部提出とする。

(2)監督員に提出する書類

No	提出書類	提出	確認	提出期間	部数	備考
1	自動車損害賠償責任保険証 リサイクル券 [B券]	○		永久抹消登録完了後速やかに	※1	

※1 1-4-1の下取り機械毎に各1部提出とする。

1.3.5. 改造申請及び基準緩和申請

改造申請及び基準緩和申請については、共通仕様書 1-7-1によらず、以下の通りとする。

受注者は発注者の申請が円滑に行われるよう、当該申請に必要なとなる技術資料を整備し、関係官公署との技術的説明、事前協議及び日程調整等について法令及び条例の定め、並びに発注者の指示に従って協力するものとする。官公署に提出する申請書類及び申請行為は、発注者が委任する行政書士等の有資格者（以下「有資格者」という。）が行うものとする。受注者は、有資格者を選定し契約のうえ手配するものとし、当該有資

格者の氏名または名称、連絡先及び担当業務の内容を発注者に通知するとともに、有資格者が作成した委任状その他申請に必要な書類を発注者に提出するものとする。有資格者は、発注者の委任に基づき申請手続きを行うものとし、受注者は、そのために必要な連絡調整及び技術資料の有資格者への提供を行うものとする。委任は発注者と有資格者の間で行うものとし、申請手続きに係る名義は発注者とする。受注者は、これらの打合せ、協議等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時発注者に報告し、指示があればそれに従うものとする。なお、有資格者への委任に関する費用は申請等諸費用に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

1.3.6. 道路維持作業用自動車の申請

道路維持作業用自動車の申請について共通仕様書 1-7-2 に関わらず、発注者が申請者として手続きが円滑に行われるよう、受注者は発注者に必要な協力を行うものとする。官公署に提出する申請書類の作成及び申請行為は、有資格者が行うものとする。受注者は、有資格者を選定し契約のうえ手配するものとし、該有資格者の氏名又は名称、連絡先及び担当業務の内容を発注者に通知するとともに、有資格者が作成した委任状その他申請に必要な書類を発注者に提出するものとする。有資格者は、発注者の委任に基づき申請手続きを行うものとし、受注者は、そのために必要な連絡調整及び技術資料の有資格者への提供を行うものとする。委任は発注者と有資格者の間で行うものとし、申請手続きに係る名義は発注者とする。なお、有資格者への委任に関する費用は申請等諸費用に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

1.3.7. 申請用書類

共通仕様書 1-7-3 に定める申請用書類の発注者への請求については、有資格者が発注者の委任に基づき行うこととする。受注者は、有資格者が手続きを円滑に行えるよう、必要に応じて発注者への事務連絡、日程調整等の連絡調整を行うことができる。なお、有資格者への委任に関する費用は申請等諸費用に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

1.3.8. 税金及び保険料

共通仕様書 1-7-5 によらず次の通りとする。

受注者は、自動車税環境性能割、自動車税、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料と新規登録に伴う自動車リサイクル料金の他、新規登録、永久抹消登録に係る税金が課せられない支払いの立替払いを行うものとする。車両受渡後速やかに、領収書等の支払いを証明できる書類を添えて発注者に請求するものとする。

1.3.9. 輸送

納入場所までは、受注者の責任において輸送するものとし、その間に破損、故障等が発生した場合には、受注者において復旧するものとする。輸送時にあたっては道路交通法その他関係法令を遵守し、安全な運転により行うものとする。

1.3.10. 記録等

1.3.10.1 取扱説明書等

共通仕様書 1-17-2 に定める取扱説明等の書類について、下記のとおり追加する。

- 10) 道路維持作業用自動車届出書受付済証明書
- 11) 納入機械の自動車検査証及び自動車検査証記録事項の写し
- 12) アフターサービス体制

1.3.10.2 提出先及び提出数

完成写真及び取扱説明書等の提出先及び提出数は以下の通りとする。

提出先	提出記録等	提出数	備考
監督員	・完成写真 ・取扱説明書等	CD-R 1枚	納入機械全数分
各管理事務所※1	・完成写真 ・取扱説明書等	CD-R 1枚	各納入機械対象分

※1 江別西 IC 納入分については、札幌管理事務所（北海道札幌市白石区米里二条 2-4-1）に提出するものとする。

1.3.11. 納入予定の通知

受注者は物品を納入しようとするときは、契約書第 9 条に基づき（一部）納入の予定日について（様式 1）を発注者へ提出するものとする。なお、物品とは機械及び記録等、または付属品及び記録等のことをいう。

1.3.12. 納入及び納入検査

受注者は特記仕様書 1.3.11 の納入予定日のとおり各納入場所への納入が完了した場合は、契約書第 9 条に基づき（一部）納入書（様式 2）を発注者に提出し、納入検査を受けなければならない。

発注者は納入書の提出を受けた日の翌日から 14 日以内（休日含む）に納入検査を行わなければならない。発注者は納入検査後、速やかに受注者へその結果を通知するものとする。受注者は、検査に合格し発注者の認定を受けた場合は、速やかに（一部）受渡書（様式 3）を発注者に提出し、その目的物を引渡さなければならない。

1.3.13. 一部納入及び一部納入予定時期

一部納入を行う場合は、監督員との協議により決定するものとする。この場合において、特記仕様書 1.3.11、1.3.12 中「納入」は「一部納入」、「納入検査」は「一部納入検査」と読み替えて、これらの規定を準用する。

1.3.14. 受注者の請求による納入期限の変更

受注者は、その責めに帰することができない事由により期間内に納入できないことが判明した場合、監督員と対応について協議を行うものとする。

1.3.15. 疑義

機械設計製作上において疑義を生じた場合には、監督員と協議の上、機械仕様等を決定するものとする。

1.4. 下取り機械に関する事項

共通仕様書 1-23-1(1) によらず以下の通りとする。

- (1) 受注者は、特記仕様書により引取りを要する機械は、下取り機械受領書（共通仕様書様式第 4 号）を発注者に提出し、引取りの後は下取り機械に関する一切の責任を負うものとする。引取りから永久抹消に要する費用は下取り機械として契約代金に含むものとする。なお、車両にあっては車両運送法第 15 条に基づく永久抹消登録を速やかに完了させるとともに、永久抹消登録完了後の登録事項等証明書をもって、発注者の確認を受けるものとする。

1.4.1. 下取り機械

(1) 下取り機械の使用状況

物件番号	登録番号	機械名	車検満了日 ※1	走行可否 ※2
1	室蘭900る467	ロータリー除雪車 (C)	令和9年12月8日	走行可
2	札幌900る2150	ロータリー除雪車 (A1)	令和9年12月27日	走行可
3	札幌900る2458	ロータリー除雪車 (C)	令和9年9月28日	走行可

※1 令和 9 年度に車検が満了する車両に関しては、発注者にて車検を更新する予定であり、令和 10 年度に車検が満了する車両に関しては、発注者にて車検を更新しない予定である。

※2 令和 8 年 4 月 1 日時点

(2) 下取り機械の諸元

物件番号	型式	架装装置
1	UDS-NR6B	車載標識装置(C)
2	UDS-R06D	車載標識装置(C)
3	UDS-R03D	車載標識装置(C)

(3) 下取り機械の引渡場所

物件番号	引渡場所
1	長万部IC（北海道山越郡長万部町）
2	江別西IC（北海道江別市）
3	トマムIC（北海道勇払郡占冠村）

1.4.2. 引渡に関する留意事項

- (1) 下取り機械に係る永久抹消登録については、発注者が申請者として行うものとし、官公署に提出する申請書類の作成及び申請行為は、有資格者が行うものとする。受注者は、有資格者を選定し契約のうえ手配するものとし、当該有資格者の氏名又は名称、連絡先及び担当業務内容を発注者に通知するとともに、当該有資格者が作成した委任状その他申請に必要な書類を発注者に提出するものとする。有資格者は、発注者の委任に基づき手続きを行うものとし、受注者は、そのために必要な連絡調整を行うものとする。また、発注者は、当該手続に必要な書類を受注者を通じて有資格者に提供するものとする。
- (2) 受注者は、引渡しを受けた下取り機械について、当該機械に明示された「NEXCO に係る文字、マーク」等の一切の表示を完全に消去または塗潰し、黄色回転灯については、撤去処分するものとする。
- (3) 発注者は、下取り機械の引渡しに関して、監督員と受注者間の協議の上、変更が可能なものとする。

第2章 仕様に関する細部事項

2.1. ロータリー除雪車 (A1)

標準仕様書「公機仕 14A1」のうち、下記項目を変更・追加する。

2 章 必要条件

2-2 主要諸元

- | | |
|-----------|---|
| (2) 全長 | 9,700mm 以下 (走行姿勢) |
| (5) 車体総重量 | 22,000 kg 以下 |
| (9) バッテリー | 動作に必要な電力を確保すること。ブレーカー付。 |
| (13) タイヤ | スタッドレスタイヤ (全輪)
装着されるタイヤにおいては、ホイールナットへのマーキングまたはホイールナットマーカの処置を施すこととし、容易に取付状態の確認を可能とすること。 |

2-3 機能構成

- ・チェーン噛み込み防止装置

2-4 機能及び仕様

2-4-1 除雪装置

- | | |
|--------------|---|
| (2) 仕様 | |
| (b) 除雪杵 | |
| (二) エッジ | 2 分割以上反転式
長さ×幅×厚さ 2,600×200×19 mm 以上 |
| (へ) チルト装置 | 旋回角度 左右 5 度以上
チルトゲージ (傾斜角) を備えること。 |
| (ト) 飛散防止板 | オーガ右側、軽量可動取外式、オーガ先端より +500 mm |
| (d) ブロワ | |
| (ロ) 回転速度 | 3 段階以上 |
| (e) ブロワケース | |
| (イ) 放出角度 | 垂直面より右 25 度以上左 60 度以上 |
| (g) チップバック装置 | |
| (イ) 傾斜角度 | 前傾 3 度以上 |

2-4-2 安全装置

- | | |
|-------------------------------------|--------------------------------------|
| (2) 仕様 | |
| (a) 方式 | シャープピンレス式 (オーガ系)
シャープピン切断式 (ブロワ系) |
| (3) 前方牽引装置 | |
| 緊急時に、車体を前方から牽引することができる機構を設置するものとする。 | |

2-4-3 操作装置

- | | |
|---|--|
| (1) 機能 | |
| (a) 除雪装置動作機能 | |
| 除雪装置の上昇、下降、保持、浮動およびチルト、チップバック操作ができるものとする。 | |

(d) シュート動作機能

シュートの旋回、伸縮、放出角の可変および起倒動作ができるものとする。
(シュート・ブロワケース誤動作防止ロック機能付)

2-4-7 チェーン噛み込み防止装置

(1) 機能

路上に放置されたタイヤチェーン等の巻き込みを防止するものとする。

(2) 仕様

方式および取付箇所

オーガに噛み込み防止用のフックを取付ける。

2-4-8 雪詰まり防止機能

除雪負荷を感知し、雪詰まりを防止できる機能を有するものとする。

2-7 付属品

(1) 回転警光灯	※1	1灯以上
(3) 前方作業灯	1,400ルーメン以上	1灯以上
(6) 無線機取付装置	※2	1式
(14) シャーピン	ブロワ用	10本
(15) 消火器	※3	1式
(16) タイヤチェーン（前用）		不要
(17) タイヤチェーン（後用）		不要
(18) 非常用信号用具	※3	1式
(19) テールランプカバー	熱線入り	1式
(20) リモコン式投光器	運転室上取付、運転室内で操作 ※3	1式
(21) 側面窓熱線入	側面上および下窓、ドア部窓は熱線なし	1式
(22) 外部スピーカ	※4	1式
(23) 車両後方確認装置	※5	1式
(24) ETC車載機	※6	1式
(25) サイドミラーヒーター	左右各1個	1式
(26) 無線機アンテナ架台	※7	1式
(27) ドライブレコーダー	※8	1式
(28) GPS車両位置管理システム 車載端末装置	※9	1式

※1 グローブは黄色とし、内蔵される電球は 5 W /24 V 以上とし、またモーターにより、回転駆動することにより 80～230 回/分の閃光が得られる構造とする。

※2 無線機本体取付予定位置から車両電源までの電源ケーブルの配線及び、DC コンバーター（DC24V→DC12V）の取付を行うものとする。なお、無線機本体は載せ替え後、発報通話試験を行うものとする。無線機本体は表 2-7-1 に従い載せ替えるものとする。表 2-7-1 に変更が生じた場合、別途監督員より通知するものとする。

※3 標準仕様書「公機仕 100」による。

※4 外部スピーカ

① アンプ部 車載型 10 W 以上（フレキシブル型マイク含む）

② スピーカ部 10 W 以上

※5 車両後方確認装置

- ① カメラ
国土交通省の定める後退時車両直後確認装置の保安基準を満たすものとする。なお、ケーシングには熱線ヒータを有し、冬季降雪時の視認性を確保できる構造とすること。
- ② モニタ
映像出力機能のみを有し、TV 電波を受信しないものとする。
- ※6 財団法人道路システム高度化推進機構への申請諸費用を含む。
- ※7 設置及び無線機アンテナ架台から無線機取付位置までの無線用同軸ケーブル配線を含む。
- ※8 ドライブレコーダー
- ① 前方カメラ
設置台数 1 台
車室内かつフロントワイパーの可動範囲内に収まるよう設置すること。
撮像画質 200 万画素以上
解像度 1920×1080 ピクセル以上
- ② 後方カメラ
設置台数 1 台
標識装置上部に設置すること。
ケーシングには熱線ヒータを有し、冬季降雪時の視認性を確保できる構造とすること。
撮像画質 100 万画素以上
解像度 1280×720 ピクセル以上
ただし、車両後方確認装置のカメラと兼ねても良いものとし、その場合の仕様については※4 ①の仕様に準じるものとする。
- ③ 記録媒体
micro SD カード 128GB 以上
- ※9 GPS 車両位置管理システム車載端末装置本体取付予定位置から車両電源までの電源ケーブルの配線を行うものとする。なお、GPS 車両位置管理システム車載端末装置本体は表 2-7-1 に従い載せ替えるものとする。表 2-7-1 に変更が生じた場合、別途監督員より通知するものとする。

表 2-7-1 載せ替え元車両

物件番号	車両番号	引渡場所	載替え先車両	備考
2	札幌 900 る 2150	江別西 IC（北海道江別市）	タイプ A-2	

2.2. ロータリー除雪車 (C)

標準仕様書「公機仕 14C」のうち、下記項目を変更・追加する。

2 章 必要条件

2-1 機械性能

2-1-1 作業性能

(4) 最大除雪断面 2,000×1,700 mm 以上 (幅×高さ)

2-2 主要諸元

(2) 全長 9,500 mm 以下 (走行姿勢、車載標識装置含む)
(3) 全幅 2,000 mm 以下 (除雪装置除く)
(5) 車両総重量 20,000 kg 以下
(9) バッテリー 動作に必要な電力を確保すること。ブレーカー付。
(13) タイヤ スタッドレスタイヤ (全輪)
装着されるタイヤにおいては、ホイールナットへのマーキングまたはホイールナットマーカーの処置を施すこととし、容易に取付状態の確認を可能とすること。

2-3 機能構成

・チェーン噛み込み防止装置

2-4 機能及び仕様

2-4-1 除雪装置

(2) 仕様

(b) 除雪枠

(ロ) 雪切り板 固定式
高さ×数 870 mm 以上 (突起部) ×1 本
(二) エッジ 2 分割以上反転式
長さ×幅×厚さ 2,000×200×19 mm 以上
(へ) チルト装置 旋回角度 左右 5 度以上
チルトゲージ (傾斜角) を備えること。
(ト) 飛散防止板 オーガ右側、軽量可動取外式、オーガ先端より +500 mm

(d) ブロワ

(ロ) 回転速度 3 段階以上

(e) ブロワケース

(イ) 放出角度 垂直面より右 25 度以上左 60 度以上

(g) チップバック装置

(イ) 傾斜角度 前傾 3 度以上

(h) 180° スイング式雪堤処理装置

(イ) 作業幅 1,500 mm 以上 (作業時、車体左端より)

(ロ) 作業高さ 1,200 mm 以上 1,400 mm 以下
(作業時、地上より装置下端まで)

(ハ) オーガ形式 リボンスクリュー型

(ニ) オーガ全長 1,800 mm 以上

(ホ) オーガ外径 750 mm 以上

(へ) 駆動方式 油圧モータ式

オーガ回転は無段階調整式 (正転・逆転)

(ト) 格納方式 油圧による折畳式

- (チ) スイニング角度 0度～180度
- (リ) 操作方式 運転室内より操作

2-4-2 安全装置

- (2) 仕様
 - (a) 方式 シャーピンレス式（オーガ系）
シャーピン切断式（ブロワ系）
- (3) 前方牽引装置
緊急時に、車体を前方から牽引することができる機構を設置するものとする。

2-4-3 操作装置

- (1) 機能
 - (a) 除雪装置動作機能
除雪装置の上昇、下降、保持、浮動およびチルト、チップバック操作ができるものとする。
 - (d) シュート動作機能
シュートの旋回、伸縮、放出角の可変および起倒動作ができるものとする。（シュート・ブロワケース誤動作防止ロック機能付）

2-4-7 チェーン噛み込み防止装置

- (1) 機能
路上に放置されたタイヤチェーン等の巻き込みを防止するものとする。
- (2) 仕様
方式および取付箇所
オーガに噛み込み防止用のフックを取付ける。

2-4-8 雪詰まり防止機能

除雪負荷を感知し、雪詰まりを防止できる機能を有するものとする。

2-7 付属品

(1) 回転警光灯	※1	1灯以上
(3) 前方作業灯	1,400ルーメン以上	1灯以上
(6) 無線機取付装置	※2	1式
(14) シャーペン		10本
(15) 消火器	※3	1式
(16) タイヤチェーン（前用）		不要
(17) タイヤチェーン（後用）		不要
(18) 非常用信号用具	※3	1式
(19) テールランプカバー	熱線入り	1式
(20) リモコン式投光器	運転室上取付、運転室内で操作 ※3	1式
(21) 側面窓熱線入	側面上および下窓、ドア部窓は熱線なし	1式
(22) 外部スピーカ	※4	1式
(23) 車両後方確認装置	※5	1式
(24) ETC車載機	※6	1式
(25) サイドミラーヒーター	左右各1個	1式
(26) 無線機アンテナ架台	※7	1式
(27) ドライブレコーダー	※8	1式
(28) GPS車両位置管理システム 車載端末装置	※9	1式

※1 グローブは黄色とし、内蔵される電球は 5 W /24 V 以上とし、またモーターにより、回転駆動することにより 80～230 回/分の閃光が得られる構造とする。

※2 無線機本体取付予定位置から車両電源までの電源ケーブルの配線及び、DC コンバーター（DC24V→DC12V）の取付を行うものとする。なお、無線機本体は載せ替え後、発報通話試験を行うものとする。無線機本体は表 2-7-1 に従い載せ替えるものとする。表 2-7-1 に変更が生じた場合、別途監督員より通知するものとする。

※3 標準仕様書「公機仕 100」による。

※4 外部スピーカ

- ① アンプ部 車載型 10 W 以上（フレキシブル型マイク含む）
- ② スピーカ部 10 W 以上

※5 車両後方確認装置

- ① カメラ
国土交通省の定める後退時車両直後確認装置の保安基準を満たすものとする。なお、ケーシングには熱線ヒータを有し、冬季降雪時の視認性を確保できる構造とすること。
- ② モニタ
映像出力機能のみを有し、TV 電波を受信しないものとする。

※6 財団法人道路システム高度化推進機構への申請諸費用を含む。

※7 設置及び無線機アンテナ架台から無線機取付位置までの無線用同軸ケーブル配線を含む。

※8 ドライブレコーダー

- ① 前方カメラ
設置台数 1 台
車室内かつフロントワイパーの可動範囲内に収まるよう設置すること。
撮像画質 200 万画素以上

解像度 1920×1080 ピクセル以上

② 後方カメラ

設置台数 1 台

標識装置上部に設置すること。

ケーシングには熱線ヒータを有し、冬季降雪時の視認性を確保できる構造とすること。

撮像画質 100 万画素以上

解像度 1280×720 ピクセル以上

ただし、車両後方確認装置のカメラと兼ねても良いものとし、その場合の仕様については※4 ①の仕様に準じるものとする。

③ 記録媒体

micro SD カード 128GB 以上

※9 GPS 車両位置管理システム車載端末装置本体取付予定位置から車両電源までの電源ケーブルの配線を行うものとする。なお、GPS 車両位置管理システム車載端末装置本体は表 2-7-1 に従い載せ替えるものとする。表 2-7-1 に変更が生じた場合、別途監督員より通知するものとする。

表 2-7-1 載せ替え元車両

物件番号	車両番号	引渡場所	載替え先車両	備考
1	室蘭 900 る 467	長万部 IC (北海道山越郡長万部町)	タイプ A-1	
3	札幌 900 る 2458	トマム IC (北海道勇払郡占冠村)	タイプ A-1	

2.3. 車載標識装置(C)

標準仕様書「公機仕 30C」のうち下記項目を変更・追加する。

第 2 章 必要条件

2-2 構造

2-2-6 散光式警光灯

「公機仕 100」の EL2 とする。

2-4 機能及び仕様

2-4-4 運転室操作部

(1) 機能

- (b) 表示装置への表示制御操作は、運転室内に設ける操作部によるほか、使用頻度の高い項目（5 項目以上）を予め登録し、ボタン操作で表示項目の切替が行える「標識切替簡易操作機」を装備するものとする。登録する項目内容は、監督員の指示によるものとする。

2.4. 自動化に係る仕様

2.4.1. 自動化の概要

2.4.1.1 機能

自動化は、センチメートル級位置測位情報と高精度地図情報を用い、ガイダンスシステムによりロータリー除雪車が自動で走行（以下「自律走行」という。）し、除雪装置が自動で制御（以下「自動除雪」という。）される仕組みである。

2.4.2. 必要条件

2.4.2.1 性能

(1) 自律走行

自律走行速度 0～10 km/h

自律走行精度 横断方向誤差±20 cm 以内

※積雪路面・遮蔽物箇所を除く

(2) 自動除雪

自動除雪機能

手動操作した除雪装置の上下動作、シュートの回転・伸縮・放出角変更を自動で再生すること。

2.4.2.2 機器構成

機器構成を参考図 1 に示す。構成部品については、下記仕様と同等以上のものとする。なお、参考図 1 中車外とある構成部品は周囲温度-30℃～50℃において動作に支障なきものとし、車内とある構成部品は周囲温度-10℃～50℃において動作に支障なきものとする。

(1) 受信機

CLAS⇄RTK の自動切替が対応可能なものとする。

(2) アンテナ

MAIN アンテナ 前方・前輪車軸上に設置するものとする。

SUB アンテナ 後方に設置するものとする。

(3) アンテナケーブル

アンテナおよび受信機の取付位置により適宜必要な寸法のアンテナケーブルを設置するものとする。

(4) 補正情報端末

受渡前の試験調整等に使用する補正情報および通信サービスについては、受注者にて負担するものとする。受渡後の補正情報および通信サービスについては、別途発注者が契約するものとする。

(5) IMU

(6) IMU ケーブル

(7) パソコン

ワイヤレス WAN を搭載しないものとし、OS については、Windows11 とする。ガイダンスシステムについては、発注者または監督員から指定を受けた者より支給されるものを使用するものとする。

(8) USB ケーブル

(9) USB ハブ

対応電源電圧 DC 12～48 V

(10) CAN ケーブル

自律走行、自動除雪中に必要な情報をパソコンに送信できるものとする。

(11) 延長アンテナ

4G/LTE 電波微弱地帯における通信改善用とし、車内の通信状態が良好な箇所に設置するものとする。

(12) 電源

受信機および USB ハブに接続される電源については、DC 12 V または 24 V とする。補正情報端末およびパソコンに接続される電源については、AC 100 V とする。それぞれの電源については、機器が正常に動作する電力を得られるものとする。

2.4.3. 塗装

共通仕様書 3-3-1(1)を以下の通り変更する。

(1) 道路交通法施行令第 14 条の 2 第 1 号該当車

窓下部の高さの位置に巾 15 cm の白帯をキャビン全体にわたって水平に入れ、車体の前後のバンパーには原則として図-1 に示す赤色の縞を入れるものとする。この場合後部の赤色部は反射シートとし、縞模様の基準点は、バンパー及びリアゲートの中心下部とする。かつ、原則として後部リアゲート及びこれに代る所に図-2 に示す縞模様を入れるものとする。図-3、4 に示す会社マークを両側のキャビンドア中央に記入するものとする。図-5、6、7 に示す「ASNOS」のロゴマークをリアサイド両面に明示するものとする。「ASNOS」のロゴマークの電子データは監督員より支給されるものとし、ボディ形状と視認性を考慮し大きさと位置を決めるものとする。(参考図 C 参照)

2.4.4. 検査

共通仕様書 1-9-7 に下記項目を追加する。

1-9-7 自主検査

(3) 8) 自動化に係る事項

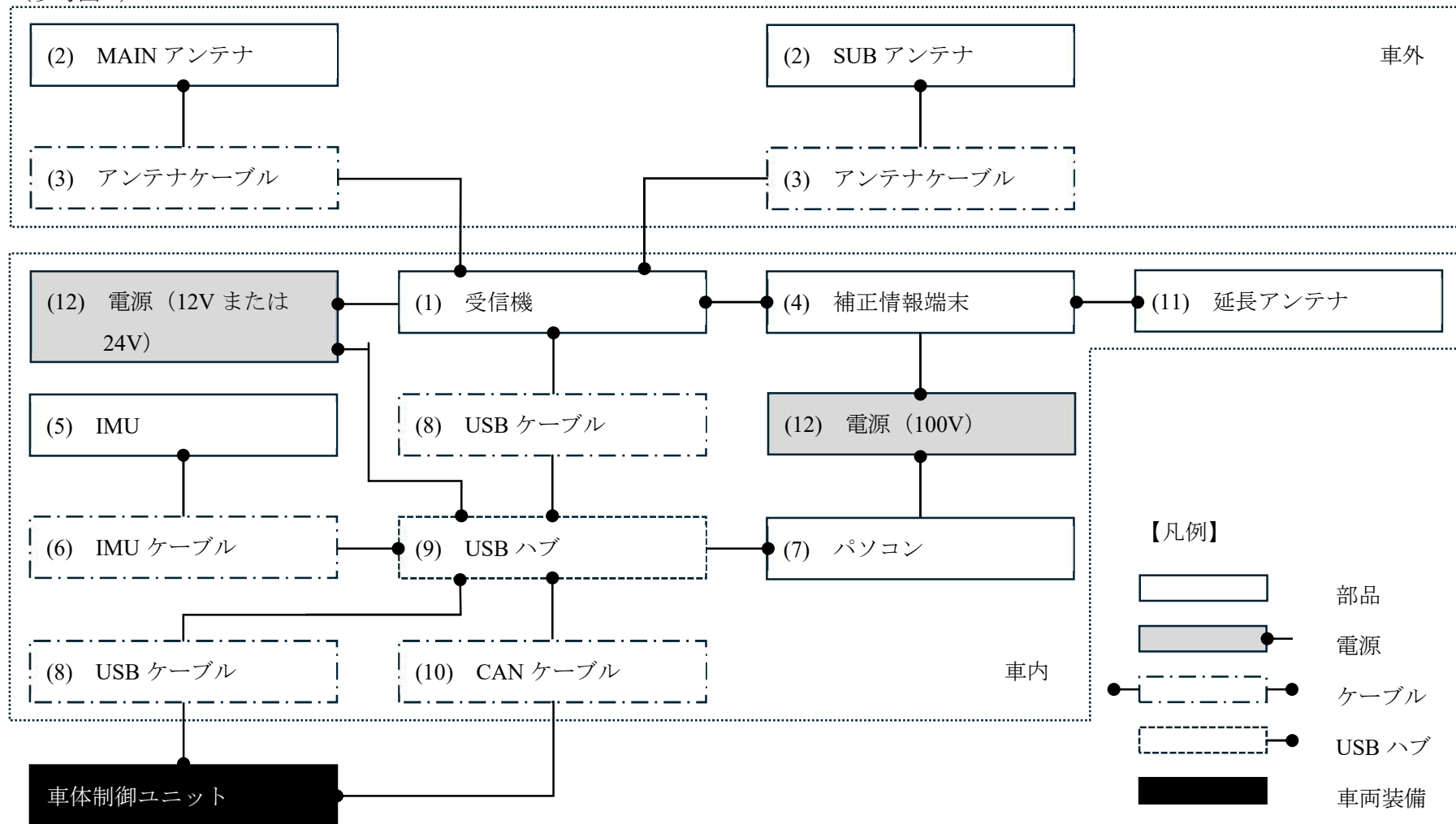
(1) 自律走行

1, 5, 10 km/h で直線部および R 100 程度の曲線部の自動走行を行い精度±20 cm 以内を確認する。

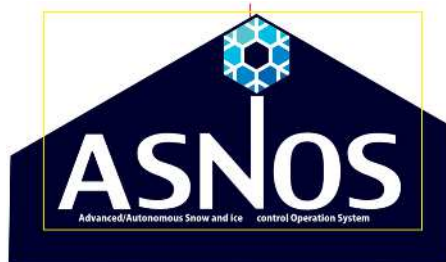
(2) 自動除雪

1, 5, 10 km/h で手動操作し、同速再現で精度±1 m 以内を確認する。

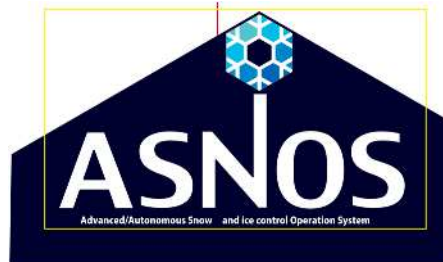
(参考図 1)



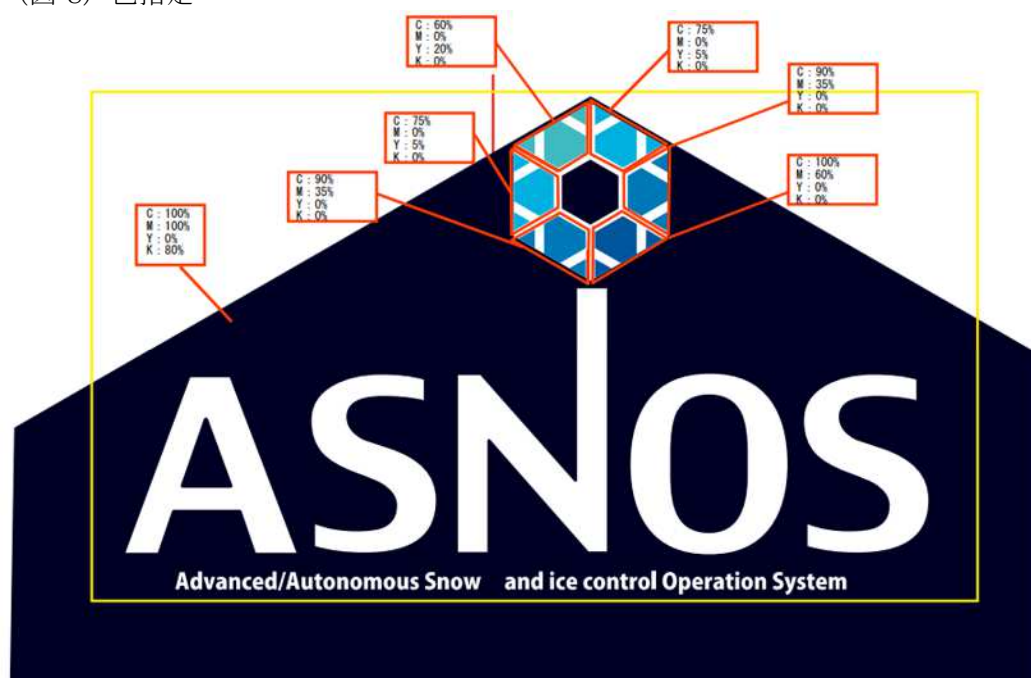
(図-6) 側面左側、黄色枠内



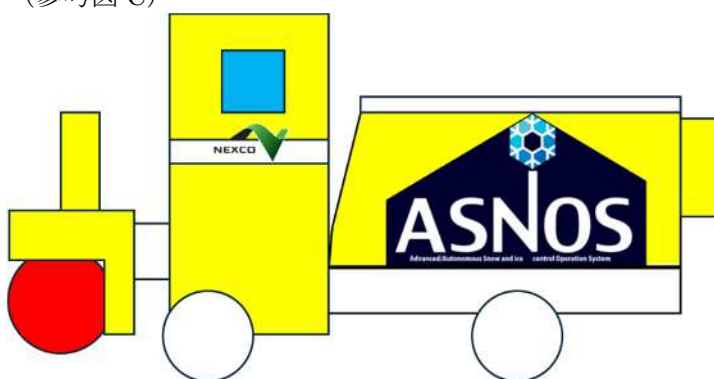
(図-7) 側面右側、黄色枠内



(図-8) 色指定



(参考図 C)



(様式1)

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社 北海道支社
支社長 殿

住 所
会社等名
代 表 者 代表○○○ ○○○

(一部) 納入の予定日について

(件名)

標記について、下記のとおり（一部）納入を行う予定ですので連絡いたします。

記

品 名	規格等	数量	納入場所	納入予定日
				令和 年 月 日
				令和 年 月 日

以 上

※不要な文字は削除すること。

(様式2)

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社 北海道支社
支社長 殿

住 所
会社等名
代 表 者 代表〇〇〇 〇〇〇

(一部) 納 入 書

(件名) _____

標記について、下記のとおり（一部）納入しましたので、お届けします。

記

品 名	規格等	数量	納入場所	納入日
				令和 年 月 日
				令和 年 月 日

以 上

※不要な文字は削除すること。

(様式3)

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社 北海道支社
支社長 殿

住 所
会社等名
代 表 者 代表〇〇〇 〇〇〇

(一部) 受 渡 書

(件名) _____

標記について、検査に合格しましたので、引渡します。

記

品 名	規格等	数量	納入場所	納入日
				令和 年 月 日
				令和 年 月 日

以 上

※不要な文字は削除すること。